

令和 6 年11月20日（水）
午前10時30分
議会棟 5 階 第 2 委員会室

教育委員会定例会

議 案 書

傍 聴 人
閲 覧 用

退 席 時 は ご 返 却 願 い ま す 。

寝屋川市教育委員会

議決事項

議案第34号 職員の分限処分について

議案第35号 市長の権限に属する事務の補助執行について

署名人

高須教育長

有山教育長職務代理者

10月・11月教育委員会一般事務報告

(10月24日～11月20日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
10	24	木	近畿都市教育長協議会（～25日）	研究協議会、臨時総会	和歌山県 新宮市
	29	火	学校訪問		第八中学校
	30	水	校長役員会	11月校長会案件について	総合教育研修センター
	31	木	北河内地区教育委員会委員研修会	研修会	望が丘小・中学校 中央図書館
11	5	火	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	8	金	大阪府都市教育長協議会	秋季研修会	大阪府 池田市
	9	土	国松緑丘小学校創立50周年記念式典	式典	国松緑丘小学校 体育館
	11	月	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	13	水	全国都市教育長協議会	常任理事会・理事会	東京都 港区
			近畿市町村教育委員会研修大会	研修会（Web開催）	
	20	水	教育委員懇話会		本庁2階 特別会議室1
			教育委員会定例会		議会棟5階 第2委員会室
			総合教育会議		議会棟5階 第2委員会室

11月・12月教育委員会行事計画書

(11月21日～12月31日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
11	21	木	学校訪問		成美小学校
	22	金	大阪府都市教育長協議会	予算要望説明会	大阪府 大阪市
	26	火	校長役員会	12月校長会案件について	総合教育研修センター
12	3	火	12月市議会定例会（第1日）	委員長報告、付議事件即決、委員会付託	市議会議場
	4	水	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	5	木	文教生活常任委員会	付託事件審査	議会棟4階 第1委員会室
			予算決算常任委員会（分科会）	付託事件審査	議会棟4階 第1委員会室
	9	月	予算決算常任委員会（全体会）	討論、採決	議会棟4階 第1委員会室
	11	水	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	14	土	第24回「中学生の主張」	発表	アルカスホール
	16	月	12月市議会定例会（第2日）	一般質問	市議会議場
	17	火	12月市議会定例会（第3日）	一般質問	市議会議場
	18	水	12月市議会定例会（第4日）	一般質問	市議会議場
	19	木	12月市議会定例会（第5日）	委員長報告、追加事件即決	市議会議場
	24	火	D-1グランプリ2024（ディベートマッチ）	D-1グランプリ2024（ディベートマッチ）	アルカスホール 市民会館
	25	水	教育委員懇話会		本庁2階 特別会議室1
			教育委員会定例会		議会棟5階 第2委員会室

議案第34号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第6号の規定により、別紙のとおり分限処分を行うことについて、教育委員会の議決を求める。

令和6年11月20日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第28条第2項第1号の規定により

令和7年1月29日まで休職を命ずる

令和6年11月 日

寝屋川市教育委員会

議案第35号

市長の権限に属する事務の補助執行について

市長から協議のあった市長の権限に属する事務の補助執行について、教育委員会の議決を求める。

令和6年11月20日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

市長から、寝屋川市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正にあたり、寝屋川市立市民ギャラリーに関する事務について、削除する旨の協議があったため。

総 総 第 1279 号

令和 6 年 11 月 8 日

寝屋川市教育委員会

教育長 高 須 郁 夫 様

寝屋川市長 広 瀬 慶



市長の権限に属する事務の補助執行について（協議）

当職の権限に属する事務の一部を下記のとおりとしたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定により協議します。

記

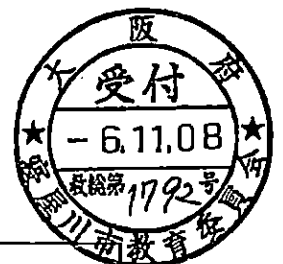
1 補助執行させないこととする職員及び事務

(1) 職員

寝屋川市立中央図書館を担当する部長及び次長並びに寝屋川市立中央図書館の館長その他の職員

(2) 事務

寝屋川市立市民ギャラリーの管理（当該施設の使用の許可を含む。）並びにその使用に係る使用料の額の決定及び徴収に関する事務



総務部総務課
担当：難波・大迫 内線：2353

寝屋川市訓令第 号

寝屋川市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

寝屋川市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程（昭和61年5月30日訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号を削る。

附 則

この訓令は、令和7年1月1日から施行する。

寝屋川市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程

改 正 案	現 行
(教育委員会職員に補助執行させる事務) 第2条 市長は、次の各号に掲げる市長の権限に属する事務で、寝屋川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所掌に係る事項に関するものについて、教育委員会の事務局職員又は教育機関の職員に補助執行させるものとする。 2 前項に掲げるもののほか、市長は、次の各号に掲げる事務を、当該各号に定める者に補助執行させるものとする。ただし、第3号に掲げる事務の補助執行に当たっては、同号に定める者は、こども部長及びこども部子育て支援課所属の職員（課長、係長等を含む。）と共同して当該事務を遂行するものとする。 (1)～(3) (略) (削除) 附 則 この訓令は、令和7年1月1日から施行する。	(教育委員会職員に補助執行させる事務) 第2条 市長は、次の各号に掲げる市長の権限に属する事務で、寝屋川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所掌に係る事項に関するものについて、教育委員会の事務局職員又は教育機関の職員に補助執行させるものとする。 2 前項に掲げるもののほか、市長は、次の各号に掲げる事務を、当該各号に定める者に補助執行させるものとする。ただし、第3号に掲げる事務の補助執行に当たっては、同号に定める者は、こども部長及びこども部子育て支援課所属の職員（課長、係長等を含む。）と共同して当該事務を遂行するものとする。 (1)～(3) (略) (4) <u>寝屋川市立市民ギャラリーの管理（当該施設の使用の許可を含む。）並びにその使用に係る使用料の額の決定及び徴収に関する事務 寝屋川市立中央図書館を担当する部長及び次長並びに寝屋川市立中央図書館の館長その他の職員</u>